



和歌山県指令下第302号

和歌山市南大工町26番地 環境会館内
公益社団法人和歌山県水質保全センター
会長 新谷 幹雄

令和6年1月15日付け和水セ第5-46号で申請のあった浄化槽法による検査の手数料について、下記のとおり承認します。

令和6年3月1日

和歌山県知事 岸 本周 平



記

1 検査手数料

種類	規 模	法第7条に規定する 設置後等の水質検査	法第11条に規定する 定期水質検査
単 独 処 理 浄 化 槽	5人以上10人以下	12,000円	5,300円
	11人以上50人以下	12,000円	6,000円
	51人以上500人以下	15,000円	8,000円
	501人以上	—	10,000円
合 併 処 理 浄 化 槽	5人以上10人以下	12,000円	5,300円
	11人以上20人以下	15,000円	7,000円
	21人以上50人以下	15,000円	8,000円
	51人以上500人以下	20,000円	10,000円
	501人以上	25,000円	12,000円

※法第11条に規定する定期水質検査の手数料を口座振替により、検査実施前の公益社団法人和歌山県水質保全センターが指定する日に納付する場合は、上記金額から500円を差し引いた額とする。

2 検査手数料の承認期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで